みずほ信託銀行株式会社 株式会社損害保険ジャパン

# 本邦初:「保険金定期払い信託」スキームの開発について

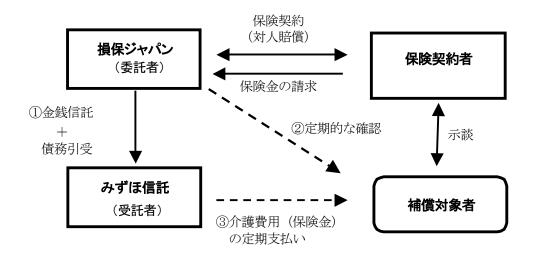
みずほ信託銀行株式会社(東京都中央区 社長:野中隆史、以下「みずほ信託」)と株式会社損害保険ジャパン(東京都新宿区 社長:佐藤正敏、以下「損保ジャパン」)は、交通事故で被害に遭われ、寝たきりなどの重度の後遺障害になられた方で介護費用が必要な方(以下:「補償対象者」)に、自動車保険の対人賠償で支払われる介護費用を、介護が継続している限り補償対象者へ定期的に支払う業務の信託スキームを共同で開発しました。

本スキームは、2007 年 9 月の改正信託法施行により明確となった信託による債務引受を活用した スキームとなります。

#### 1. 「保険金定期払い信託」の開発経緯

- ▶ 補償対象者に対する介護費用\* としての損害賠償金は、一時金による支払いが一般的となっています。
- ▶ 一時金の支払金額については平均余命などをもとに算出されますが、急激な物価上昇や介護状況の変化、また一時金による管理・運用に伴うリスクや当初計算した期間を超えて介護が必要となる場合など、算出時点では合理的に予測できない事象が発生する可能性があります。
- ▶ つまり、一時金では将来の介護費用について、過不足が生じる賠償となってしまう可能性があり、実際に必要とされる期間を定期的かつ確実にお支払いする仕組みが求められていました。
- そこで、2007年9月の改正信託法施行により明確となった信託による債務引受の仕組みを活用し、保険金を定期的に支払う業務の信託スキームを開発しました。
- ➤ これにより、補償対象者は、一時金での受け取りに加え、定期払いでの受け取りを選択できるようになります。
  - ※ 対象となる保険金は、介護費用のみで、慰謝料や逸失利益などは一時金のお支払いとなります。

### 2. 「保険金定期払い信託」のスキーム図



- ① 損保ジャパンは、平均余命までの介護費用相当額全額の金銭をみずほ信託に信託します。 みずほ信託はかかる信託を受託すると同時に、信託された金銭を上限に損保ジャパンが有 する保険金支払い債務を引き受けます。
- ② 損保ジャパンは、6か月ごとに補償対象者の介護状況を確認します。
- ③ みずほ信託は、補償対象者と損保ジャパンとの手続きに基づき、定められた介護費用を 6 か月ごとに補償対象者にお支払いします。

#### 3. 「保険金定期払い信託」のポイント

- (1) 実際に必要となる金額を定期的にお支払いします
  - ▶ 「保険金定期払い信託」では、当初定められた金額を、半年ごと定期的にお支払いします。
  - ▶ 支払い期間中に大幅な物価の上昇や下落があった場合には、覚書(示談時に締結します。)に従ってスライドさせた金額をお支払いします。
  - ▶ また、施設介護から自宅介護に変更になるなど、介護状況が大きく変化した場合には、 保険会社と補償対象者との間で改めて協議を行うこととします。
  - ▶ 一定期間が経過し、損保ジャパン(委託者)がみずほ信託(受託者)に信託した金額が介護費用の支払いに不足する場合等には、不足分を損保ジャパンがみずほ信託に追加信託します。
  - ▶ これにより、補償対象者への介護にかかる費用については生涯にわたって支払われ、 一時金で受け取った場合に起こりうる将来的に介護費用が不足する恐れや、管理や運 用面での不安を解消する仕組みとなります。

## (2) 分別管理により介護費用の安全が保証されます

- ▶ 「保険金定期払い信託」では、将来の介護費用相当額は信託財産として、損保ジャパン(委託者)の固有財産やみずほ信託(受託者)の固有財産および他の信託財産とは分別して管理されます。
- ▶ 支払われる介護費用相当額が信託財産として保全される為、今まで定期払いの障壁となっていた保険会社の信用リスクから隔離することができます。

#### (3) 信託銀行が堅実かつ確実な支払い事務を行います

▶ 支払い事務は、みずほ信託(受託者)が行います。これにより、堅実かつ確実な事務が期待できます。

## 4. 取り扱い開始時期

年内の取り扱い開始を予定しています。

以 上